

件名	平成30年7月豪雨による災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例
主管課	私学文書課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>平成30年7月豪雨の被災者に対し、行政上の権利利益に係る特別措置を定めるため制定</p> <p>1 許認可等に係る満了日の延長</p> <p>(1) 平成30年6月28日以前に取得された許認可等で同日以後に有効期間が満了するものについては、同年11月30日を限度として満了日を延長する措置をとることができる。</p> <p>(2) 延長措置は、告示により、対象者及び延長後の満了日を指定して行う。</p> <p>(3) (1)のほか、被災者から書面で申出があったものについて、平成30年11月30日を限度として満了日を延長することができる。</p> <p>(4) (1)及び(3)の延長措置を平成30年12月1日以後も継続して実施する必要があるときは、新たに規則で定める日を限度として、更に延長する措置をとることができる。</p> <p>2 期限内に履行されなかった義務に係る免責</p> <p>(1) 平成30年6月28日から同年9月27日までの間に履行期限が到来する義務が同月28日までに履行されたときは、その不履行に係る行政上・刑事上の責任は問われないものとする。</p> <p>(2) (1)の免責措置を平成30年9月29日以後も継続して実施する必要があるときは、規則で、新たに免責の期限を定めることができる。新たに定められた期限までに義務が履行されたときは、その不履行に係る行政上・刑事上の責任は問われないものとする。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著しく異常かつ激甚な非常災害の被災者に対する救済措置 ・平成30年7月豪雨による災害は、同月14日付けで特定非常災害として指定（特定非常災害発生日は、同年6月28日） ・法令に基づく行政手続のみが対象（例：運転免許証の有効期間の延長） 	